

○愛知県告示第149号(平成21年3月6日 愛知県公報第2559号)

自動販売機の設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格について

告 示

愛知県告示第149号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、県が実施する自動販売機の設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定める。

平成21年3月6日

愛知県知事 神田真秋

- 1 自動販売機の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営をする自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績があること。
- 2 次に掲げる県税及び国税の未納がないこと。
 - (1) 県税
 - ア 法人の場合
法人事業税、法人県民税、自動車税及び地方消費税
 - イ 個人の場合
個人事業税、自動車税及び地方消費税
 - (2) 国税
 - ア 法人の場合
法人税及び消費税
 - イ 個人の場合
所得税及び消費税